

①地方公会計整備の意義・目的

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

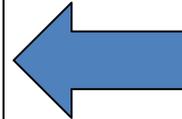
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

② 資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

地方公会計の位置付け

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

5 政府資産・債務改革

(5) 地方における取組

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

経済財政運営と改革の基本方針 ～脱デフレ・経済再生～(平成25年6月14日閣議決定)

第3章 経済再生と財政健全化の両立

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度の再構築に向けて

② 重点的取組

(地方における公共サービスの「可視化」の推進)

企業会計原則による公会計は、経営改革を進める上での基礎インフラであり、その導入を促進し、自治体財政の更なる「可視化」を推進する。あわせて、公共施設資産について、量・質両面から見直し、経営改革することが重要である。

- ・地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取組を加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進める。
- ・ストックも含めた財務情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進する。

財務書類の活用方策

行政内部での活用（マネジメント）

マクロ的観点

財政運営上の目標設定

財務書類に係る指標を財政運営上の目標値に設定
例) 資産老朽化比率(50%→40%)
純資産比率(50%→60%) 等

資産の適切な管理

- 将来の施設更新必要額の推計
→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

ミクロ的観点

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 行政評価との連携
→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価
- 受益者負担の適正化
→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 施設の統廃合
→ 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 予算編成への活用
→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

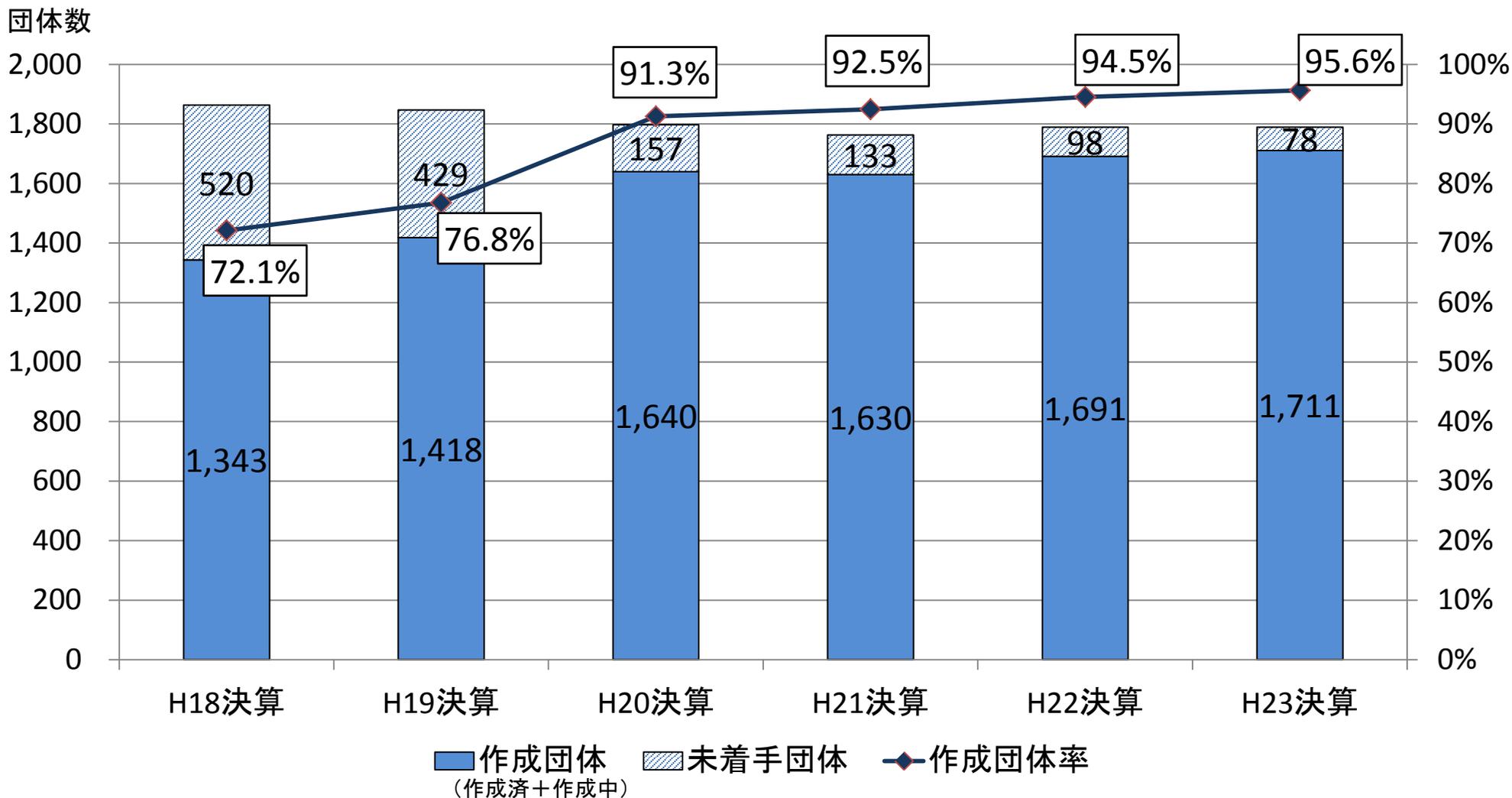
行政外部での活用

情報開示

- IR資料等としての活用
→ 投資家等の市場関係者に対する説明資料として活用
- 地方議会での活用
→ 財務状況の審議を深めることによる監視機能の効果的な発揮

②地方公会計整備の現状

財務書類作成団体数の推移



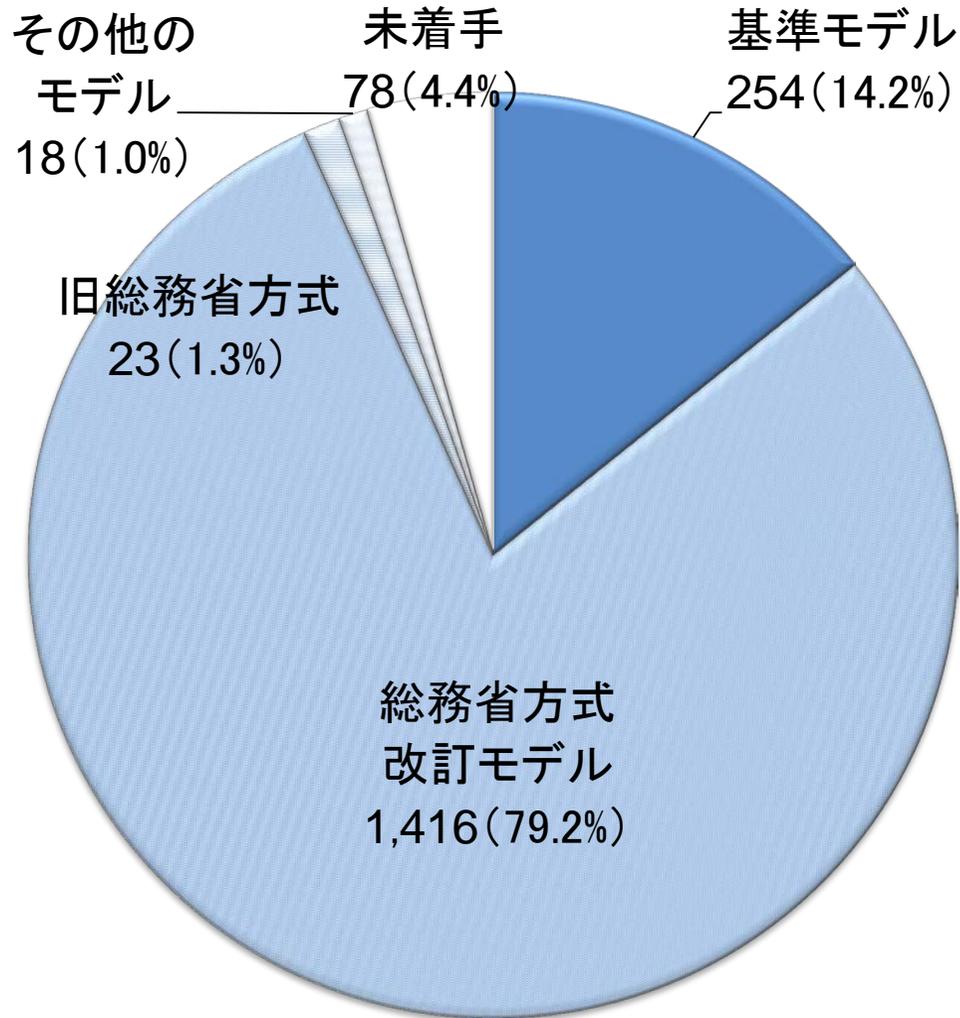
※ 都道府県及び指定都市は、平成18～23年度決算いずれにおいても全団体が作成団体

※ 平成21年度決算について、東日本大震災の影響による未回答団体(34団体)は集計対象外

※ 各年度決算の翌年度末時点の作成状況

モデル別の財務書類作成状況（平成23年度決算）

（平成25年3月31日時点）

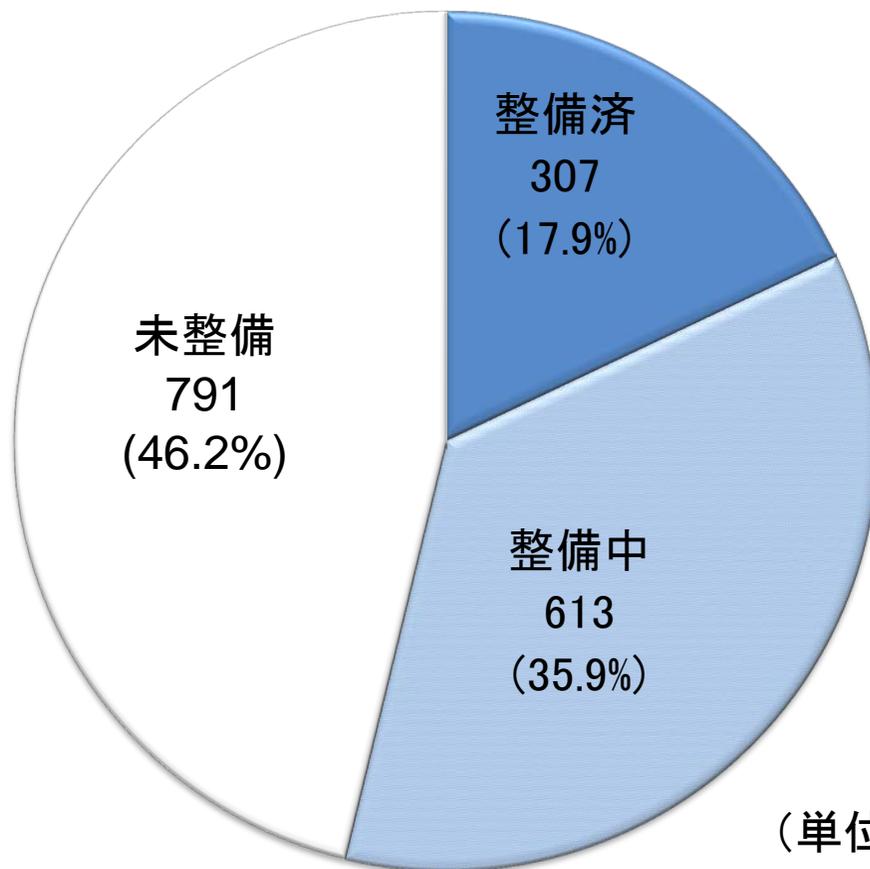


区分	団体数	割合
作成済＋作成中	1,711	(95.6%)
基準モデル	254	(14.2%)
総務省方式改訂モデル	1,416	(79.2%)
旧総務省方式	23	(1.3%)
その他のモデル	18	(1.0%)
未着手	78	(4.4%)
合計	1,789	(100%)

（単位：団体、％）

固定資産台帳の整備状況（平成23年度決算）

（平成25年3月31日時点）



区分	団体数	割合
整備済	307	(17.9%)
整備中	613	(35.9%)
未整備	791	(46.2%)
合計	1,711	(100%)

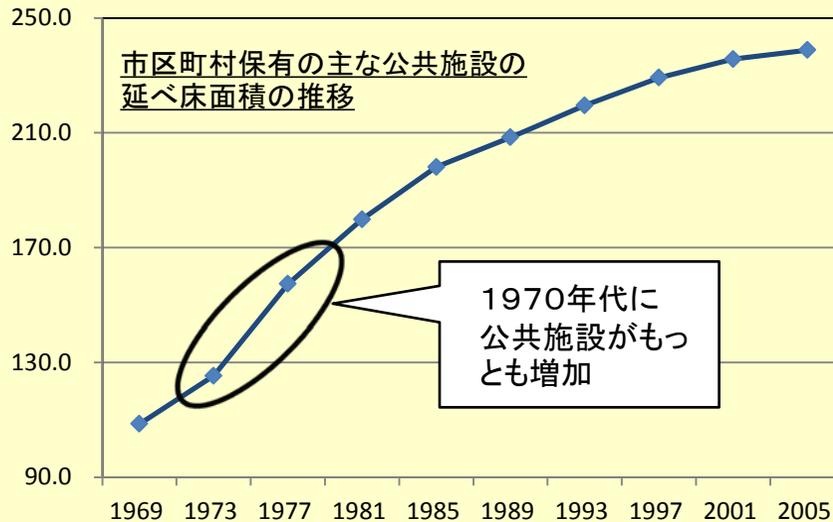
※ 平成23年度決算に係る財務書類の作成団体(1,711団体)における整備状況

※ 整備中の団体には、過去に一旦は整備したが定期的な管理(更新)ができていない団体(54団体)を含む

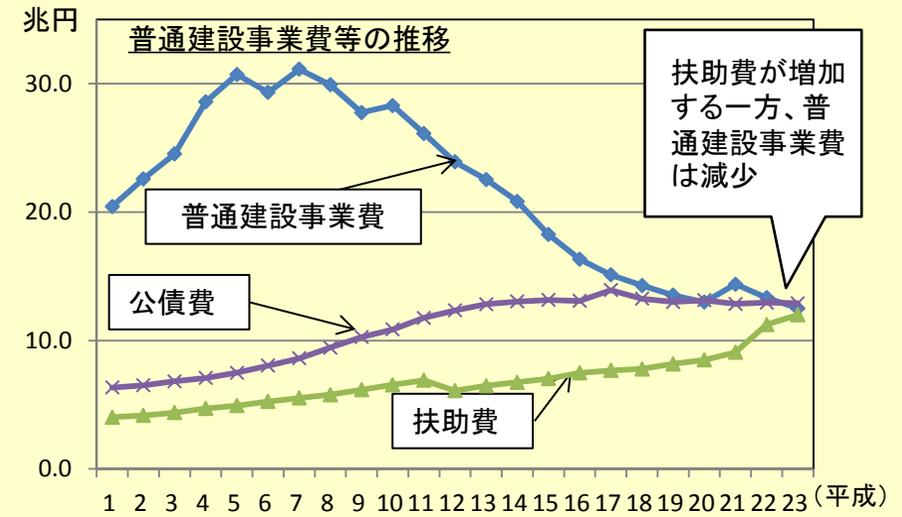
固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

km² 【公共施設状況調査】



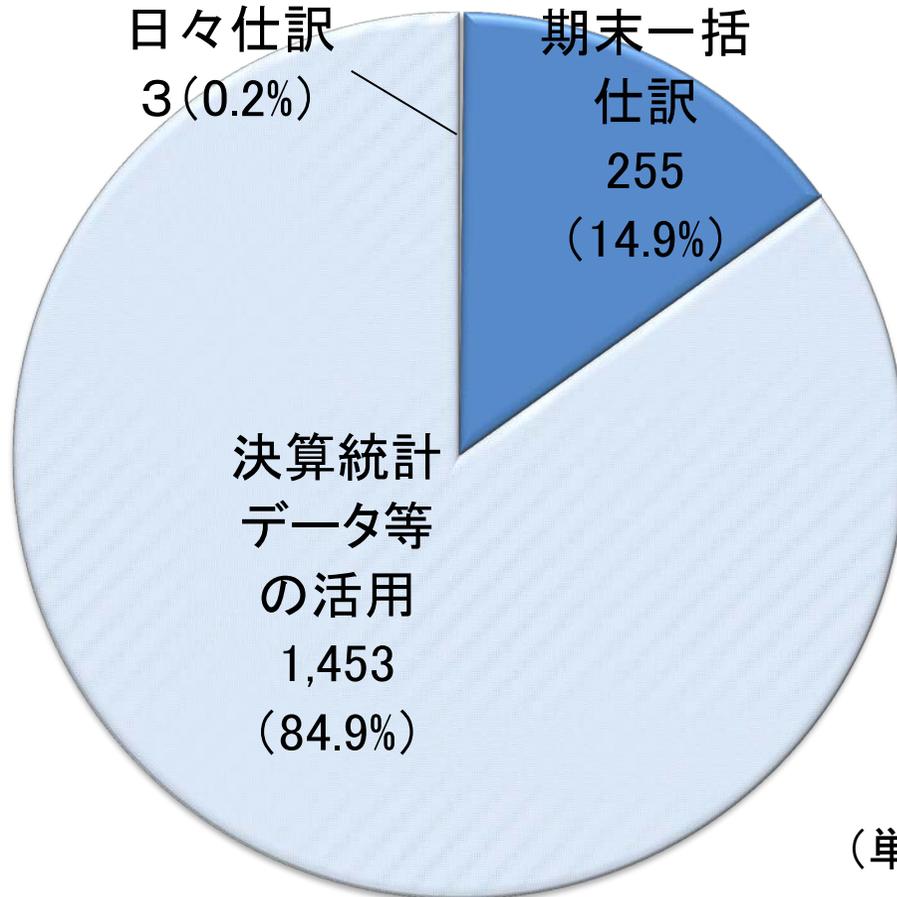
【地方財政状況調査】



財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠。

複式簿記の導入状況（平成23年度決算）

（平成25年3月31日時点）



区分	団体数	割合
日々仕訳	3	(0.2%)
期末一括仕訳	255	(14.9%)
決算統計データ等の活用	1,453	(84.9%)
合計	1,711	(100%)

（単位：団体、％）

※ 日々仕訳及び期末一括仕訳はいずれも複式仕訳

※ 平成23年度決算に係る財務書類の作成団体(1,711団体)における整備状況

③今後の地方公会計の整備促進

～今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書～

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要①

1. 背景・目的

総務省では、新地方公会計モデル(基準モデル及び総務省方式改訂モデル)を地方公共団体に示し、新地方公会計の整備を要請してきたところ。

新地方公会計を更に推進していくため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催(第1回:平成22年9月)。

2. 検討項目

- ・作成依頼から3年が経過した財務書類の作成についての検証
- ・国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策
- ・財務書類等の作成に関する統一的な基準の策定
- ・その他新地方公会計の推進に必要な事項 等

3. 構成員

- ・学識経験者及び公認会計士(IPSASBに日本代表として出席している者を含む)
座長は、鈴木 豊 青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授
- ・オブザーバー:財務省主計局法規課公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局 等

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要②

4. 構成員名簿

(敬称略)

(メンバー)

座長 鈴木 豊 (青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授)

(五十音順)

伊澤 賢 司 (新日本有限責任監査法人 公認会計士 国際公会計基準審議会委員)

石原 俊彦 (関西学院大学専門職大学院教授)

鶴川 正樹 (青山学院大学大学院特任教授 公認会計士)

川村 義則 (早稲田大学商学学術院教授)

小西 砂千夫 (関西学院大学大学院教授)

小室 将雄 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)

坂邊 淳也 (株式会社KPMG FAS 公認会計士)

菅原 正明 (公認会計士・税理士)

関川 正 (公認会計士)

関口 智 (立教大学准教授)

(オブザーバー)

川野 豊 (財務省主計局法規課公会計室長)

小菅 秀記 (東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長)

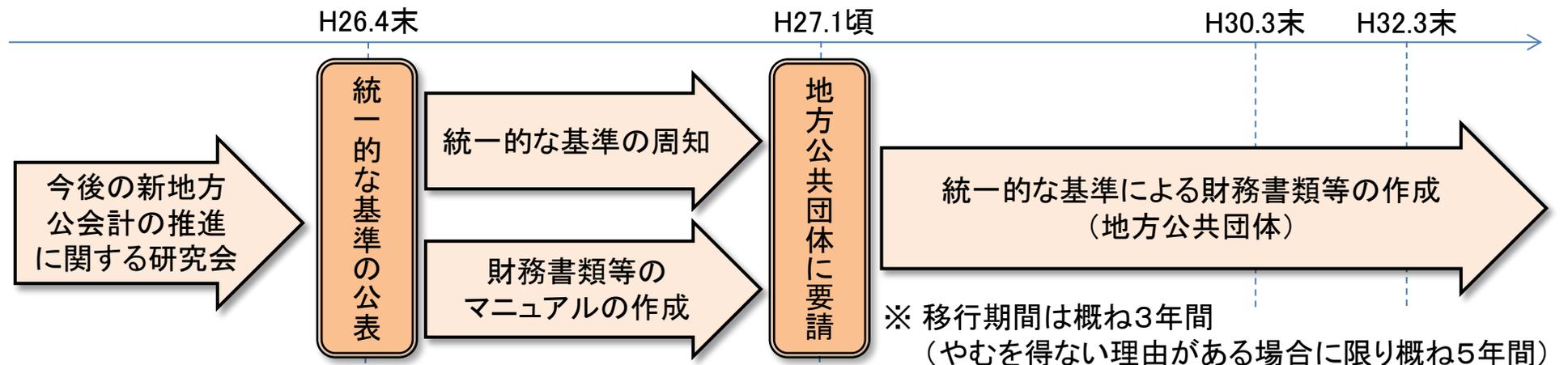
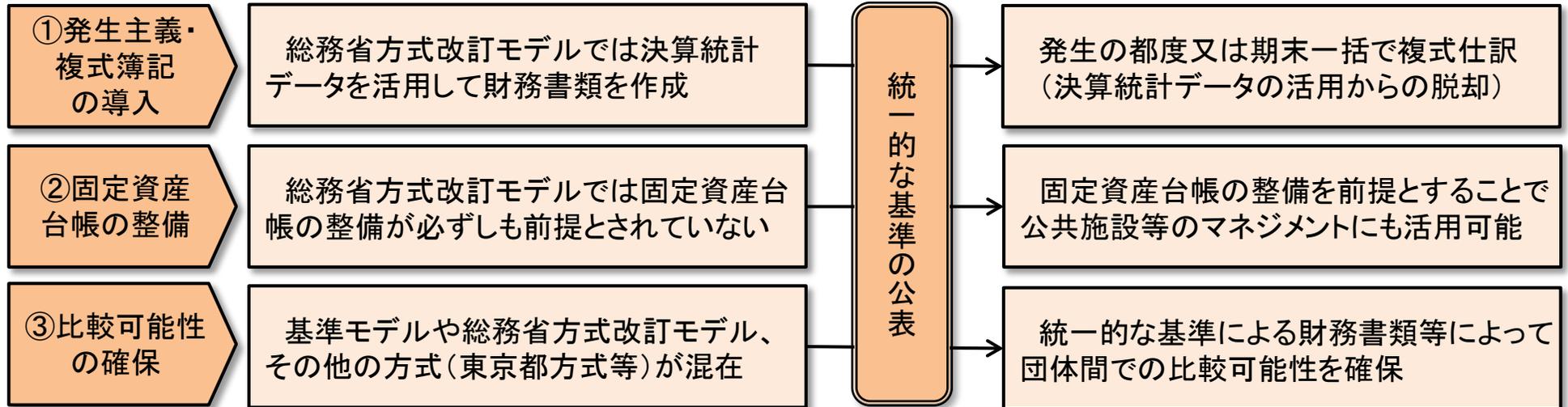
谷脇 博之 (大阪府会計局会計指導課長)

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

現状

今後



今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要

財務書類の整備

(1) 財務書類の体系

- 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

(2) 財務書類の内容

- 貸借対照表:有形固定資産の評価基準
 - ・取得原価が判明→取得原価
 - ・取得原価が不明→再調達原価
 - ・販売用資産(棚卸資産)→低価法 等

※ 有形固定資産の評価基準等の詳細については、引き続き、マニュアル作成の段階で調整する部分もある。

固定資産台帳の整備

(1) 意義・目的

- ① 各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。
- ② 固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となる。

(2) 具体的な手法

- 庁内の体制整備を行った後、整備期間は1~2年間を目安とし、①資産の棚卸、②データの作成、③開始時簿価の算定、④固定資産台帳の作成という流れを基本とする。

複式簿記の導入

(1) 意義・目的

- ① 各地方公共団体の財務情報について、一覧性を備えた情報開示を行うことが可能となる。
- ② 貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与する。
- ③ 事業別・施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となることで地方公共団体のマネジメントに資する。

(2) 具体的な手法

- 日々仕訳を行う方法が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、(1)の②が満たされ、③にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も差し支えない。

今後の主な課題

(1) マニュアルの策定

- 報告書においてマニュアルで定めることとしている事項を含め、さらに実務レベルでの検討を行っていくことが必要

(2) 活用の充実

- 財政の効率化・適正化につなげるためにも、行政評価や予算編成等への活用の充実が重要で、継続的な取組が必要

(3) 人材の育成

- 適切な財務書類を作成し、会計処理体制の充実・強化を図るためにも、継続的な人材育成が必要

(4) システムの整備

- 本基準の導入にあたっては、システムの整備等が必要と考えられるが、より効率的な観点からは、クラウドの活用など、更なる効率化の手法の検討が必要

【参考】公会計基準・モデル比較表

	新基準	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類 の作成基準)
財務書類 の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産 の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しない) ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

【参考】財務書類の体系（4表形式）

[財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。]

【貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573	固定資産等形成分	25,185
土地	2,781	余剰分(不足分)	△ 5,509
建物等	25,584		
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	140		
その他	226	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】

(単位:百万円)

科目	金額
1.経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2.経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3.純経常行政コスト(1-2)	3,821
4.臨時損失	-
資産除売却損等	-
5.臨時利益	-
資産売却益等	-
6.純行政コスト(3+4-5)	3,821

【資金収支計算書】

科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財務活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財務活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【純資産変動計算書】

科目	合計	純資産	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2.純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3.財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4.本年度差額(2+3)	423		423
5.固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6.資産評価差額	-	-	-
7.無償所管換等	-	-	-
8.その他	-	-	-
9.本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10.本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509